

## 【フランス】個人宅等で保育介護等に従事する被用者の社会保障関連法律

国会レファレンス課 宇都山 純孝

\* 2021年6月8日、社会保障法典を改正し、個人宅等で保育・介護等に従事する被用者の補足的医療保険の保険料徴収手続を改善するための法律が成立した。

### 1 補足的医療保険加入促進のための法案と憲法院判決（2013年）

フランスには、公的医療保険（法定制度として職域ごとに強制加入）の自己負担分の一部等をカバーする補足的医療保険<sup>1</sup>という任意で加入できる制度がある。しかし、「補足的医療保険をもたないために、実際に傷病に罹患した場合に経済的な理由から必要な受診を断念してしまう可能性がある」<sup>2</sup>人々の存在が従来指摘され、被用者の補足的医療保険への加入促進が求められた。

2013年、全ての被用者を補足的医療保険に加入させるという計画を念頭に、産業別（例えば、建設業、金属業、ホテル・カフェ・レストラン、床屋等）の被用者の補足的医療保険の運用を担う保険機関を、産業別の労使協定により各産業で統一して指定させる社会保障法典<sup>3</sup>L.第912-1条改正案が提出された。しかし、2013年6月13日の憲法院判決は、各産業の労使協定で一元的に補足的医療保険の機関を「指定」することは使用者の契約の自由や企業活動の自由の侵害に当たり、これを違憲であると判示した。この憲法院判決を受け、各産業の労使協定がその産業の企業に対し保険機関を「推薦」できるとする法改正<sup>4</sup>が行われたものの、特に「家庭保育士」<sup>5</sup>や個人に雇われて私的な住居で家事労働やケアなどを行う「個人家庭被用者」<sup>6</sup>は、これまで一元的に管理されていた保険機関<sup>7</sup>が使用者ごとに分散してしまう危険性にさらされていた。

### 2 APNI の設置（2018年）

一方、労働者の交渉力強化などを目的として家庭保育士と個人家庭被用者の両産業の統合に

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

<sup>1</sup> complémentaire santé et prévoyance. フランスの公的医療保険では、概ね医療費の3割が自己負担となるため、その自己負担分をカバーする保険。医療費の自己負担分以外にも、労働不能、障害、死亡、健康などのリスクをカバーする補足的医療保険もある。

<sup>2</sup> 笠木映里『社会保障と私保険－フランスの補足的医療保険－』有斐閣、2012、p.207。

<sup>3</sup> Code de la sécurité sociale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006073189>>

<sup>4</sup> Loi n° 2013-1203 du 23 décembre 2013 de financement de la sécurité sociale pour 2014. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000028375871/2013-12-25#LEGIARTI000028375871>>

<sup>5</sup> 「家庭保育士」(assistants maternels)は「報酬を得て、自宅又は自宅とは別の「家庭保育士の家(maison d'assistants maternels)」と呼ばれる場所において恒常的かつ非永続的に、未成年者を預かる者」(社会福祉・家族法典(Code de l'action sociale et des familles) L.第421-1条第1項)と定義され、一定の研修を受講後、居住する県の県議会議員の認可を受けた上で、直接雇用や保育サービスの仲介により、個人や法人の被用者として労働に従事する。

<sup>6</sup> 「個人家庭被用者」とは、「個人家庭使用者の下で働く被用者(salariés des particuliers employeurs)」のことを指し、「職業生活(vie professionnelle)を除いた、営利を目的としない個人生活、とりわけ家庭生活に関する必要を満足させることを目的として、私的な住居に1人又は複数の被用者を雇用する者」(労働法典(Code du travail) L.第7221-1条第2項)と定義される個人家庭使用者(particulier employeur)に雇用される者である。

<sup>7</sup> 2013年憲法院判決以前、家庭保育士及び個人家庭被用者の補足的医療保険は、職域年金の支給水準の低さを補うための補足年金とともに、産業が指定した家庭被用者補足年金協会(Institut de retraite complémentaire des employés de maison)によって一元的に管理されていた。

関する協議が進められる中、2018年12月19日、家庭保育士及び個人家庭被用者のための産業別労使協定<sup>8</sup>が締結された<sup>9</sup>。同協定は、「産業被用者の社会的付加給付保障の受給のための全国部門間労使共同団体」(Association Paritaire Nationale Interbranche pour la mise en œuvre des garanties sociales des salariés du secteur: APNI)<sup>10</sup>の設置を規定した。また、同協定は、APNIが、将来的に、家庭保育士及び個人家庭被用者の社会的付加給付保障 (garanties sociales) の権利に関する役割を果たすことを排除しないことも規定していた。

### 3 法律制定の経緯 (2021年)

2021年1月26日、家庭保育士及び個人家庭被用者の補足的医療保険の保険料徴収手続の改善を目的とした議員提出法案が、フランス下院に提出された。法案審議に際しては審議促進手続<sup>11</sup>が適用され、同年3月18日に下院において修正されて可決された後、同年5月27日に上院において修正なしで可決された。同年6月8日には、大統領の審署を経て「家庭保育士及び個人家庭使用者の下で働く被用者の社会的保護の権利を保障するための法律第2021-725号」<sup>12</sup>が制定され、翌9日に公布された。施行日は、2022年1月1日である。

### 4 本法律の内容

本法律は、全1か条から成り、社会保障法典を改正する。内容は、次のとおりである。

#### (1) APNIによる一元的な管理運営と社会保険料の徴収 (第1条Iの1°及び2°)

社会保障法典L.第133-5-7条及び同L.第133-7条を改め、新たにAPNIが家庭保育士や個人家庭被用者の補足的医療保険の保険機関の選定を含む一元的な管理・運営と社会保険料の徴収を担う。また、憲法院判決を考慮して、APNIが保険機関を選定する際には、競争手続を介在させることが規定された。

#### (2) 社会保険料等の徴収等における「簡素化された仕組み」の維持 (第1条Iの1°)

社会保障法典L.第133-5-7条に規定された、個人家庭使用者が被用者の社会保険料等を申告し支払う際の「簡素化された仕組み」<sup>13</sup> (dispositif simplifié) が、本法律による制度改正後も維持されることを規定した。この簡素化された仕組みとは、本来、個人家庭使用者が自ら行うべき給与の申告、社会保険料の計算と徴収、給与明細書の発行を代行する使用者向けのワンストップサービスである。

<sup>8</sup> Accord du 19 décembre 2018 relatif à la création d'un organisme spécifique au sein de l'OPCO. <[https://www.legifrance.gouv.fr/conv\\_coll/id/KALITEXT000038377231/?idConteneur=KALICONT000005635807](https://www.legifrance.gouv.fr/conv_coll/id/KALITEXT000038377231/?idConteneur=KALICONT000005635807)>

<sup>9</sup> 2015年から産業部門構造の一般的改革が進められる中で、2018年11月21日には、家庭保育士及び個人家庭被用者の各産業の労働組合組織とフランス個人家庭使用者連盟との間で、各産業の統合に関する交渉準備についての協定が結ばれ、協議が開始された。同年12月19日、APNIの設置に関する協定が結ばれ、2021年3月、各産業の統合に関する協議が妥結し、2022年1月1日、両産業共通の労働協約が発効した。

<sup>10</sup> 2018年9月5日の「将来の職業選択の自由のための法律第2018-771号」制定等の流れを受け、2018年12月19日の協定は、APNIが①労使を含む当事者間の対話管理、②職業訓練中の被用者の報酬及び生活費の償還、③職業訓練に関する管理の簡素化、④使用者・被用者向けの情報提供や資金の調達など、職業訓練や職業指導に関して産業の労使協定により委託された活動の実施、⑤仕事内容やキャリアの可能性についての情報提供やプロモーションなど、職業訓練や職業指導に関する法規に合致した全ての活動などを担うと規定していた。

<sup>11</sup> 先議の院で法律案提出から6週間、後議の院で法律案の送付後4週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則の適用を排除した手続 (フランス憲法 (1958年制定) 第42条第4項)。

<sup>12</sup> Loi n° 2021-725 du 8 juin 2021 visant à sécuriser les droits à protection sociale des assistants maternels et des salariés des particuliers employeurs. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043623358>>

<sup>13</sup> 「簡素化された仕組み」により、個人家庭使用者が意図せずに労働契約上の義務を看過してしまう事案を防ぐことができるようになるとの指摘がある (Annie Vidal, *Assemblée nationale Rapport*, n° 3977, 2021.3.10, p.27.)。